

広野町ひとり暮らし後期高齢者世帯消火器設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 広野町は、ひとり暮らし後期高齢者世帯における火災の予防を図り、火災から生命及び財産を守るため、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助の対象及び補助額)

第2条 補助金は、町内に住居を有するひとり暮らし後期高齢者世帯が消火器を設置した場合、各世帯1器を限度として、次の各号に掲げる要件を満たしているところに交付する。

(1) 設置場所が確保されていること。

(2) 消火器の薬剤量が3.0kg以内であること。

(3) 補助金の交付は、75歳以上のひとり暮らし後期高齢者世帯につき1回とする。

(4) 補助対象者が他の補助制度による補助金等の交付を受けている場合は、対象外とする。

2 前項の補助金の額は、消火器の購入価格の2分の1以内とし、3,000円を限度とする。

ただし、当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助交付の申請)

第3条 補助金の申請をしようとする者は、広野町ひとり暮らし後期高齢者世帯消火器設置事業補助金交付申請書(様式第1号)を町長に提出するものとする。

(通知)

第4条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、必要な審査を行い、補助金の交付を承認したときは、広野町ひとり暮らし後期高齢者世帯消火器設置事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第5条 町長は、偽りその他不正な行為により補助金を受けた場合は、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(補足)

第6条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。